

法徳寺 永代供養墓式個別墓地 使用規約

墓地は、宗教法人 法徳寺の代表役員である、法徳寺 住職が所有・管理するものです。利用者、墓地使用者として、法徳寺 住職より、墓地の使用を許可されています。

1、 費用総額 150万円（税込み） デザイン 墓石により別途費用が発生します

関東での標準サイズ7寸の大きさの骨壺のまま 6体以上納骨が出来ます。

費用に含まれるものとして、永代使用料・墓石工事代・基礎工事代・墓石代・彫刻代（上部の〇〇家の刻み、建立日時）もしもの際の墓じまい費用（永代供養墓への埋葬供養料）。

2、 墓じまいについて 墓地使用者が、墓じまいを希望された場合無料で行えます。お寺から、墓

じまいを要求することはありません。墓じまいの場合には、お墓を返還して頂き、お骨は、

法徳寺の永代供養墓へ移し、骨壺のまま永代にわたりお守りします。ペットも同じです。

3、 個別墓地は、永久に、お墓はそのままでお寺がお守り致します。ただし、予期せぬ災害や地震、その他、将来、経年劣化によりお墓が崩壊してしまった場合は、お骨を取り出し、永代供養墓へお納め致します。

永代供養墓には、刻み費用をお支払い頂ければ、お名前を刻むことが出来ます。

3、 故人の法名・俗名・命日・享年を刻むことが出来ます。ただし、別途費用がかかります。

刻み場所は、下部のプレート部分です。6名様まで刻むことが出来ます。

(ア) 法名または戒名がある場合

釋 ○ ○ 鈴木太郎 令和 ○ 年○月○日 ○○才 5万円

法名を新たにお付けする場合別途5万円 院号法名 10万円

(イ) 俗名の場合

南無阿弥陀仏 鈴木太郎 令和 ○ 年○月○日 ○○才 5万円

(ウ) 夫婦で刻む場合

釋 ○ ○ 鈴木太郎 令和 ○ 年○月○日 ○○才 5万円

鈴木○子（赤字で刻む） 5万円

4、葬儀について 強制ではございませんが、法徳寺で葬儀をお勤め出来ます。

葬儀の日時が決まりましたら、法徳寺へご連絡お願いします。お断りすることはありません

事前に、葬儀会社を紹介することも出来ますので、ご相談下さい。

| 特別なお布施の額 | 通常 |
|---|--------------|
| ① 通夜・葬儀・初七日・法名 お布施 20万円 ※法名なしは15万円 別途 車代1万円 食事代 1万円 | 通常 30万円からです。 |
| ② 葬儀・初七日・法名 ※通夜なし 一日葬儀式 お布施 15万円 ※法名なしは10万円 別途 車代 五千円 食事代 五千円 | 通常 20万円からです。 |
| ③火葬場での炉前のお経のみ 法名付ける 炉前葬儀式 お布施 10万円 別途 車代 五千円 食事代 五千円 | 通常 15万円からです。 |
| ④火葬場での炉前のお経のみ 法名なし 炉前葬儀式 お布施 5万円 別途 車代 五千円 食事代 五千円 | 通常 10万円からです。 |
| ⑤ 葬儀などは一切行わず、お骨になってお持ち頂くことも大丈夫です。 | |

5、生前予約をご希望の方へ お骨がなくても契約が可能です。

6、49日、納骨読経料について

通常、葬儀の後、49日の法要の際に、納骨をしますので、日時をご予約下さい。

49日の読経3万円になります。但し、49日を勤めない場合は、納骨読経料はありません。

7、法事について

49日の後、一周忌、三回忌・・・などの法事のお勤めは、強制ではありません。法事は、法徳寺の本堂にてお勤めさせていただきます。法事のお布施は、3万円の方が多いようです。

9、護持金について 強制ではありません。

※年会管理費は無料です。護持金は、管理費ではございません。

民間の霊園ですと、年間管理費がございます、滞納すれば、お墓を撤去されてしまう規約になっているのが通常ですが、法徳寺はございません。

護持金（年会費）3000円を、納めて頂きますと、年四回法徳寺だよりを郵送します。法徳寺でお勤めされる、新年法要 春・秋の彼岸法要 お盆法要 毎月の法話会 旅行などのご案内をします。参加は、強制ではございません。合同法要へのお布施の目安ですが、新盆2万円、お盆1万円、お彼岸などは5000円です。

10、寄付金について

墓地使用者へ寄付金品の強制要求は一切ございません。

11 骨壺の収骨部分の扉について

一般のお墓と同様に、鍵は、お付けしておりません。いつでも、扉をご自分で開けて、骨壺を見ることが出来ます。

12、利用者に同意なく、規約を変更する場合がございます。上記 規約に同意いたします↓

住所 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ 印 _____ 電話番号 _____